

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市農業者トレーニングセンター及び併設施設の利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市農業者トレーニングセンター条例
条 項		第7条、第21条
所 管 部 課		経済局農業政策部農業者トレーニングセンター (電話：048-878-2026)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	基準については、条例第8条の記載事項
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和7年6月1日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 令和7年6月1日最終改正
備 考		